

# 公益社団法人諏訪圏青年会議所

## 災害復興支援マニュアル2018

### 《はじめに》

我々（公社）諏訪圏青年会議所は諏訪圏域6市町村（岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村）を活動エリアとし、明るく豊かな社会を築くため活動しております。

近年、地球温暖化による異常気象、活断層の活発な活動による地震災害等、日本全国どこにでも災害が起こる可能性が高まっています。

私たちの共通のふるさと（諏訪圏域6市町村）に、今後災害が発生した際にスムーズな対応を行うためには、日頃からの備えが重要であると考え、『（公社）諏訪圏青年会議所災害復興支援マニュアル』を作成いたしました。

今後、諏訪圏域で災害が発生した際、いち早く行動するためには、普段から危機管理意識を自覚して行動する事が重要であると考えます。災害の発生による非常時の中で、（公社）諏訪圏青年会議所メンバーが最善の行動を選択し行動するため、『（公社）諏訪圏青年会議所災害復興支援マニュアル』に初期行動をとりまとめました。

さらに、2014年に諏訪ブロック内社会福祉協議会様との間に、諏訪圏域内で災害が発生した場合における協力に関する協定を締結しました。

『（公社）諏訪圏青年会議所災害復興支援マニュアル』と『諏訪ブロック内社会福祉協議会様との協定』を私たちが理解しいざという時に行動できる体制を作ることで、（公社）諏訪圏青年会議所メンバーが圏域住民、6市町村並びに関係諸団体等と共に協力し迅速且つ効率的な災害復興支援の一助となればと考えております。

## 《公益社団法人諏訪圏青年会議所：災害発生時からの流れ》

### 諏訪圏域内災害発生

#### 初期行動(個人)

1. 自らの安全確認、確保
2. 周囲の安全確認、確保
3. 電話、携帯電話等の連絡手段の確認

#### 二次行動(対内)

1. 理事長は JC ルーム<sup>\*1</sup>または理事長が指定した場所に(公社)諏訪圏青年会議所災害対策本部を理事長判断で立ち上げることを決定し専務に指示する。
2. 専務は長野ブロック協議会運営専務に状況報告。
3. 本部事務局は E メール及び携帯メール<sup>\*2</sup>等を使い、災害対策本部立ち上げをメンバーへ伝える。
4. 通信が全て途絶えた場合、JC メンバー個人として判断し、活動する。  
(伝言ダイヤル<sup>\*3</sup>が使用可能な場合はこちらを使用する)
5. 本部を立ち上げる。<sup>\*4</sup>
6. メンバーは E メール及び携帯メール等を逐次確認し、安否とボランティア参加の可否を返信。
7. 本部に向えるメンバーは本部集合。
8. 本部には向かえないがボランティアに参加できるメンバーは本部からの指示を待つ。
9. 本部に集合したメンバーの中で各役職を決める。(別表参照)
10. 情報収集グループは電話、携帯電話等の連絡手段復帰次第、詳しい本部の活動を発信する。
11. 各メンバーは詳しい状況を本部に報告する。

### 三次行動(対外)

- 各団体との相互連絡を行う。(災害対策本部事務局⇔外部団体)
- 本部長は派遣責任者を各団体に派遣し、総合支援グループは派遣責任者にニーズなどの情報収集を行う。
- 本部長は各団体との支援方針を決定する。
- 事務局は長野ブロック協議会への連絡・報告・依頼を逐次行う。
- 情報収集グループはメンバーへの連絡・報告・依頼を逐次行う。



### 四次行動(支援活動)

- 各派遣責任者は各団体と協力して、対策の見直しをしながら対応する。
- 各派遣責任者はニーズを確認し、総合支援グループへ依頼する。
- 各ボランティアセンターでは派遣責任者を長とし、派遣されたメンバーは、指示に従い、臨機応変に対応する。
- 各派遣責任者は、本部へ逐次報告を行う。
- 事務局は長野ブロック協議会への更新情報を発信をする。
- 情報収集グループはメンバーへの更新情報を発信する。

## 諏訪圏域外災害発生



### LOMの役割について

- 長野ブロック協議会災害マニュアルに沿って行動する。
- メディアを通じて概略を把握し、長野ブロック協議会公式ホームページを注視してはならない。(災害を対応する委員会等)
- 予め災害支援登録により救援を支援できる内容を登録しておかなくてはならない。災害支援登録は、長野ブロック協議会公式ホームページ上にて行う。
- 長野ブロック協議会災害対策本部が設置されたことを全メンバーに告知し、長野ブロック協議会公式ホームページの「会議室」を注視し、協力体制を整えるよう呼び掛ける。(災害を対応する委員会等)
- 必要に応じて、理事長はLOM<sup>\*5</sup>内災害対策本部を立ち上げLOM<sup>\*5</sup>内災害支援同様に支援活動を一括管理する。
- 地域内の社会福祉協議等と日頃から連絡をとるよう努力しなければならない。

### 会員の役割について

- LOM<sup>\*5</sup>災害対応委員会から連絡を受けてから長野ブロック協議会公式ホームページの「会議室」を注視しなくてはならない。
- 予め災害支援登録を行い、災害対策本部からの救援要請に対応する事を旨とする。災害支援登録は、長野ブロック協議会公式ホームページ上にて行なう。

### ホームページの活用について

- 長野ブロック協議会公式ホームページ「会議室」の中の「災害対応」というカテゴリーを用いて、災害支援の連絡を行う。
- 長野ブロック協議会公式ホームページ「会議室」の中の「災害対応」というカテゴリーにおいて災害支援登録を行う。
- 「会議室」には、倫理観を持ち正確な情報のみを掲載しなくてはならない。

公益社団法人諏訪圏青年会議所災害復興支援マニュアル 【別表】

(公社) 諏訪圏青年会議所 2018年度災害復興支援対策本部組織

諏訪圏青年会議所災害対策本部の組織及び分科分掌は以下の表の通りとする。

災害 対策 本部	本部長	理事長	災害対策本部の総指揮官。 支援活動のすべてを総轄しその責務を負う。 対策会議を招集できる。
	副本部長	副理事長 直前理事長 監事	本部長を補佐し、必要な場合は代行する。本部会議の構成メンバー。 本部長からの要請に対して支援活動を実践する運営事務局各グループの責任者となる。
	災害対策本部事務局	SAFETY CONNECT委員会	災害対策本部の運営を行う。専務理事を長とし、各グループと本部の総合調整を行う。 ブロック、地区、日本の窓口。対外的な団体との窓口。
運 営 事 務 局	情報収集グループ	本部長	被災地の交通・通信・被害状況の情報収集及びメンバーへの情報発信・収集を行う。
	総合支援グループ	副本部長	人的支援の調整を行う。人員配置・管理、人員の安全確保。 派遣責任者と連絡を取り合い、ニーズを確認し派遣を行う。 物的支援の調整を行う。ボランティアの使う道具、備品から食事などを受け持つ。 金銭に関する調整を行う。金銭的な支出管理、義援金の収集管理。
	派遣責任者	本部長の任命 (災害発生地区 部会長)	ボランティアセンターなど各協定団体に入り、ニーズの確認などの調整を行うとともに、派遣されたメンバーや物資の管理、支持・調整、安全確保を行う。

緊急連絡先及び役職順位

緊急連絡先及び役職順位

◎1

①理事長→②副理事長→③直前理事長・監事→④SAFETY CONNECT 委員会委員長

◎2

①専務理事→②SAFETY CONNECT 委員会委員長

## 《公益社団法人日本青年会議所・公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会・公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会長野ブロック協議会との整合性について》

『(公社) 諏訪圏青年会議所災害復興支援マニュアル』は、日本青年会議所、北陸信越地区協議会及び長野ブロック協議会の持つ災害マニュアルとの整合性を保ち理事長は毎年、長野ブロック災害協定の更新を行う。

災害を担当する委員会等は毎年、各外部団体との協定の更新を行う。災害を担当する委員会等はその年のメール、携帯メール<sup>\*2</sup>、伝言ダイヤル<sup>\*3</sup>などの連絡方法をあらかじめ決定し、メンバーへ告知する。

災害発生時、手順を順守し安全かつ効果的に災害復興支援が出来る様留意する。

## 《諏訪ブロック内社会福祉協議会と公益社団法人諏訪圏青年会議所との災害時における協力に関する協定書》

諏訪ブロック内社会福祉協議会（以下「甲」という。）と公益社団法人 諏訪圏青年会議所（以下「乙」という。）は、諏訪圏域内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

### 第1条

（協力内容）

第2条 甲並びに乙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる事項について、協力をを行うものとする。

- （1）被災地の状況把握と支援に必要な情報の収集
- （2）支援活動に必要な人的並びに物的な資源の確保と提供
- （3）相互の専門性を活かした支援活動の実施
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項に掲げる相互の活動に対し、必要な関係団体との連絡調整および広報等を行うものとする。

3 甲並びに乙は、支援活動を円滑に行うため、連絡を密にし、情報共有に努めるものとする。

（情報交換）

第3条 甲並びに乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとする。

（協定の継続及び見直し等）

第4条 本協定は、甲又は乙のいずれかから協定の終了の意思を表すまで継続するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があった場合は、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(補足)

第5条 この協定に定めのない事項は甲並びに乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲並びに乙はそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2014年 3月 12日

## 《 補足資料 》

- ※1 公益社団法人 諏訪圏青年会議所  
〒392-0023 長野県諏訪市小和田南 14-7 諏訪商工会館 4F  
TEL:0266-54-6980 FAX:0266-54-6981
- ※2 (公社) 諏訪圏青年会議所メンバー専用メール  
suwaken\_member\_only@freeml.com
- ※3 伝言ダイヤル171 ⇒ 0266-54-6980 ⇒ メッセージ録音・再生  
携帯電話用伝言掲示板  
docomo iMenu トップ ⇒ 災害用伝言板  
au EZボタン ⇒ トップメニュー ⇒ 災害伝言板  
Softbank yahoo!トップ ⇒ 災害伝言板
- ※4 本部立ち上げが不可能な場合、専務はブロックに報告。  
メンバーへは待機連絡をする→長野ブロック協議会の災害マニュアルへ。
- ※5 LOMとは本マニュアルでは公益社団法人諏訪圏青年会議所の略です。

## 《 関係諸団体連絡先 》

- ◆ 岡谷市役所 総務部危機管理室 〒394-8510 長野県岡谷市幸町 8-1(フロア:庁舎5階)  
TEL:0266-23-4811(内線1591) FAX:0266-24-0689  
<http://www.city.okaya.lg.jp/soshiki/12/>
- ◆ 諏訪市役所 危機管理室 〒392-8511 諏訪市高島 1-22-30  
TEL:0266-52-4141(内線258) FAX:0266-57-0660  
<http://www.city.suwa.lg.jp/www/section/detail.jsp?id=15>
- ◆ 茅野市役所 防災課 〒391-8501 茅野市塚原 2丁目6番1号  
TEL:0266-72-2101(内線182) FAX:0266-72-9040  
<http://www.city.chino.lg.jp/www/section/000000000000/1358650470545/index.html>
- ◆ 下諏訪町役場 総務課 危機管理室 〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8  
TEL:0266-27-1111(内線260)  
<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>
- ◆ 富士見町役場 総務課 防災危機管理係 〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777  
TEL:0266-62-2250 FAX:0266-62-4481  
<http://www.town.fujimi.lg.jp/site/bosai/>
- ◆ 原村役場 総務課 総務係 〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番

TEL:0266-79-2111 (直通) FAX:0266-79-5504

[http://www.vill.hara.nagano.jp/www/life/index.jsp?life\\_genre=70&pan=1,68,70](http://www.vill.hara.nagano.jp/www/life/index.jsp?life_genre=70&pan=1,68,70)

◆ 長野県社会福祉協議会 地域福祉部 〒380-0928 長野市若里 7-1-7

TEL:026-226-1882 FAX:026-228-0130

<http://www.nsyakyo.or.jp/>

◆ 岡谷市社会福祉協議会 〒394-0081 岡谷市長地権現町 4-11-50

TEL:0266-24-2121 FAX:0266-24-3555

<http://www.okaya-shakyo.or.jp/>

◆ 諏訪市社会福祉協議会 〒392-0024 諏訪市小和田 19-3

TEL:0266-52-2508 FAX:0266-57-1231

<http://www.suwacity-shakyo.or.jp/>

◆ 茅野市社会福祉協議会 〒391-0002 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号 茅野市役所議会棟 1 階

TEL:0266-73-4431 FAX:0266-73-8030

<http://www.sharara.or.jp/>

◆ 下諏訪町社会福祉協議会 〒393-0092 諏訪郡下諏訪町 162-4

TEL:0266-27-7396 FAX:0266-27-0890

<http://www.shakyo-shimosuwa.or.jp/>

◆ 富士見町社会福祉協議会 〒399-0211 諏訪郡富士見町富士見 8988-1

TEL:0266-62-6766 FAX:0266-62-6772

<http://fujimi-shakyo.jp/>

◆ 原村社会福祉協議会 〒391-0104 諏訪郡原村 6649-3 (原村地域福祉センター内)

TEL:0266-79-7228 FAX:0266-79-7093

<http://www.haramura-syakyou.or.jp/>